

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成27年7月13日 21時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市平戸島南西方沖 尾上島 ^{おがみ} 灯台から真方位231°5,600m付近 (概位 北緯33°08.8′ 東経129°17.2′)
事故の概要	漁船301 ^{たくみ} 拓海は、まき網漁の操業中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	平成28年1月12日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 301拓海、18トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-23095（漁船登録番号）、丸一水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関室の集魚灯用安定器及び電気配線が焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし 海象：波高 約0.5m
事故の経過	船長は、集魚灯2本を海中に投下して点灯後、間もなくして異臭を感じ、操舵室下方の機関室ファンから白煙が出ていたので機関室入口を開けたところ、充満した煙と火炎を認めた。 船長は、近くにあったバケツで清水を3杯かけて鎮火させた。 修理業者は、本事故後、機関室を点検したところ、同室左舷後部に設置されていた集魚灯用安定器（以下「本件安定器」という。）の燃え方が激しかったので、本件安定器の端子台が絶縁不良を生じ、端子台で短絡して出火し、付近の電気配線に延焼したものと思った。
分析	本船は、機関室の本件安定器から出火したことから、付近の電気配線に延焼したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、機関室の本件安定器から出火したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・集魚灯用安定器は、絶縁抵抗を定期的に計測し、絶縁不良箇所はその改善を図ること。